

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872-15

氏 名 日吉津村長 中田 達彦 (公印省略)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-27-5953

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ひえづ浄水センター
事業場の所在地	鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津1866-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理施設維持管理業 (3831)
②事業の規模	流入水量 322,431m ³ /年 処理量 2,150.0m ³ /年 ケーキ量 197.29t/年
③従業員数	1名 (維持管理委託業者)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 令和5年度 日吉津村 産業廃棄物処理計画書 「図3 廃棄物処理フロー」のとおり。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別添 令和5年度 日吉津村 産業廃棄物処理計画書 「4 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項」のとおり。		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排 出 量	2,150.0 t t
	(これまでに実施した取組)	
平成17年度から、汚泥の減容化に取り組んでいたが、長寿命化工事のため減容化が出来なくなった影響で、平成24年9月以降、汚泥が増加している。(工事は平成28年3月末完了) 平成26年度から新たな減容化装置の実験を行い、汚泥を減容化することができ、約3割の汚泥を減容化することができた。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排 出 量	2,300 t t
	(今後実施する予定の取組)	
汚泥減容化装置により、引き続き汚泥の減容化を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1952.7 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥を移動式汚泥脱水車により、脱水し、脱水ケーキにした。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2,090 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥を移動式汚泥脱水車により、脱水し、脱水ケーキにする。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	197.29 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	197.29 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	民間処理施設において、炭化した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	210 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	210 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
全脱水汚泥210 tを民間処理施設へ搬出し、炭化を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和5年度

日吉津村
ひえづ浄水センター

1. 自治体の概要

(1) 自治体の名称

日吉津村

(2) 行政区域面積

420ha

(3) 行政人口

3,615 人（令和4年度末 住民基本台帳）

(4) 一般会計予算

2,837,149 千円（令和5年度当初）

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 事業場の名称

ひえづ浄水センター

(2) 事業場の所在地

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 1866-1

(3) 事業の種類

下水道処理施設維持管理業 [日本標準産業分類 3831]

(4) 事業の概要

本事業は、日吉津村の全区域を対象として下水道の整備を進め、良好な下水処理を行い、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等に寄与している。事業計画は次のとおりである。

計画目標年次	令和5年度
排除方式	分流式
計画区域	98ha
計画人口	4,440 人（定住人口4,000人、観光人口440人）
計画汚水量	1,950m ³ /日（711,750m ³ /年）
計画流入水質	BOD 210mg/ℓ SS 160mg/ℓ
計画放流水質	BOD 15mg/ℓ SS 30mg/ℓ

(5) 下水処理のフローシート

図1 参照

(6) 下水処理場の配置図

図2 参照

(7) 事業展望

計画目標年度である令和4年度に向けて、下水道の整備と普及を促進し、計画汚水量の1,950m³/日（711,750m³/年）の下水を良好な水質に処理する。

(8) 廃棄物処理フローシート

図3 参照

(9) 連絡先

担当者：日吉津村役場 建設産業課 吉田 尚央

電話番号：0859-27-5953

3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、令和5年度を目標年度とする。

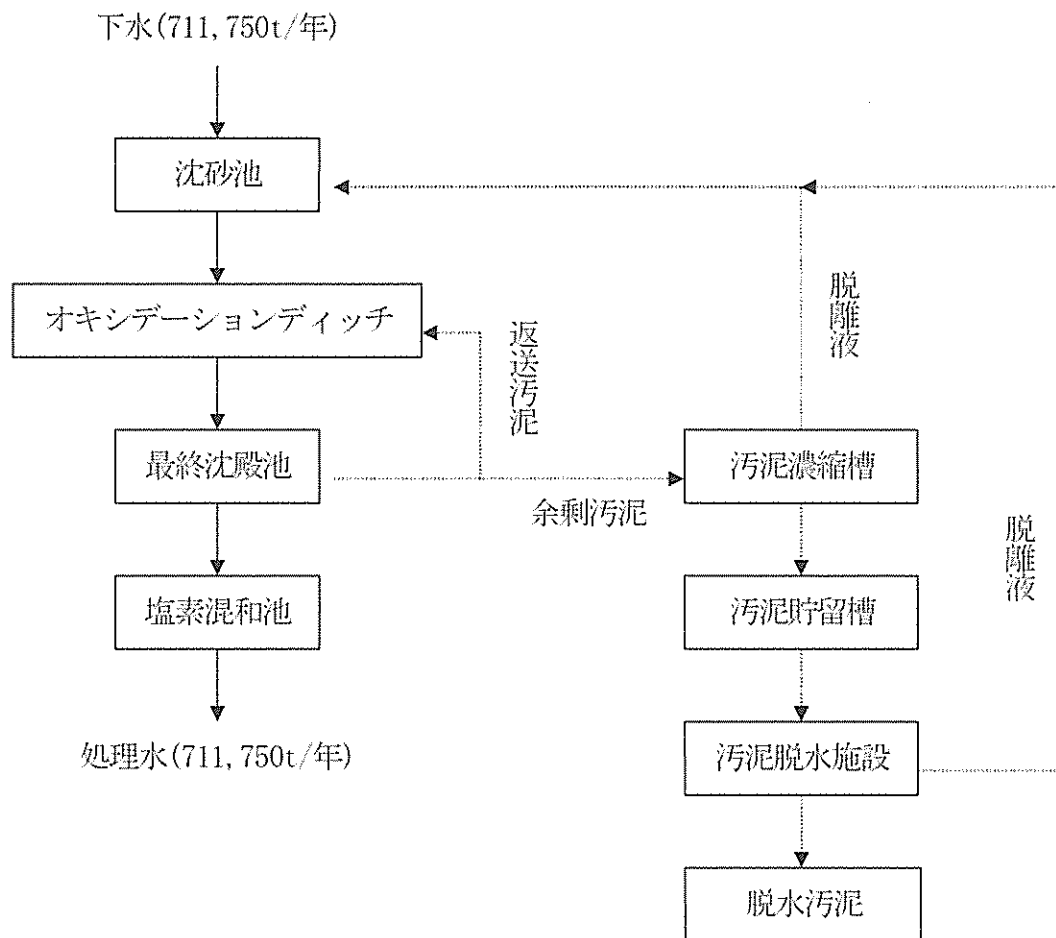


図1 下水処理のフローシート

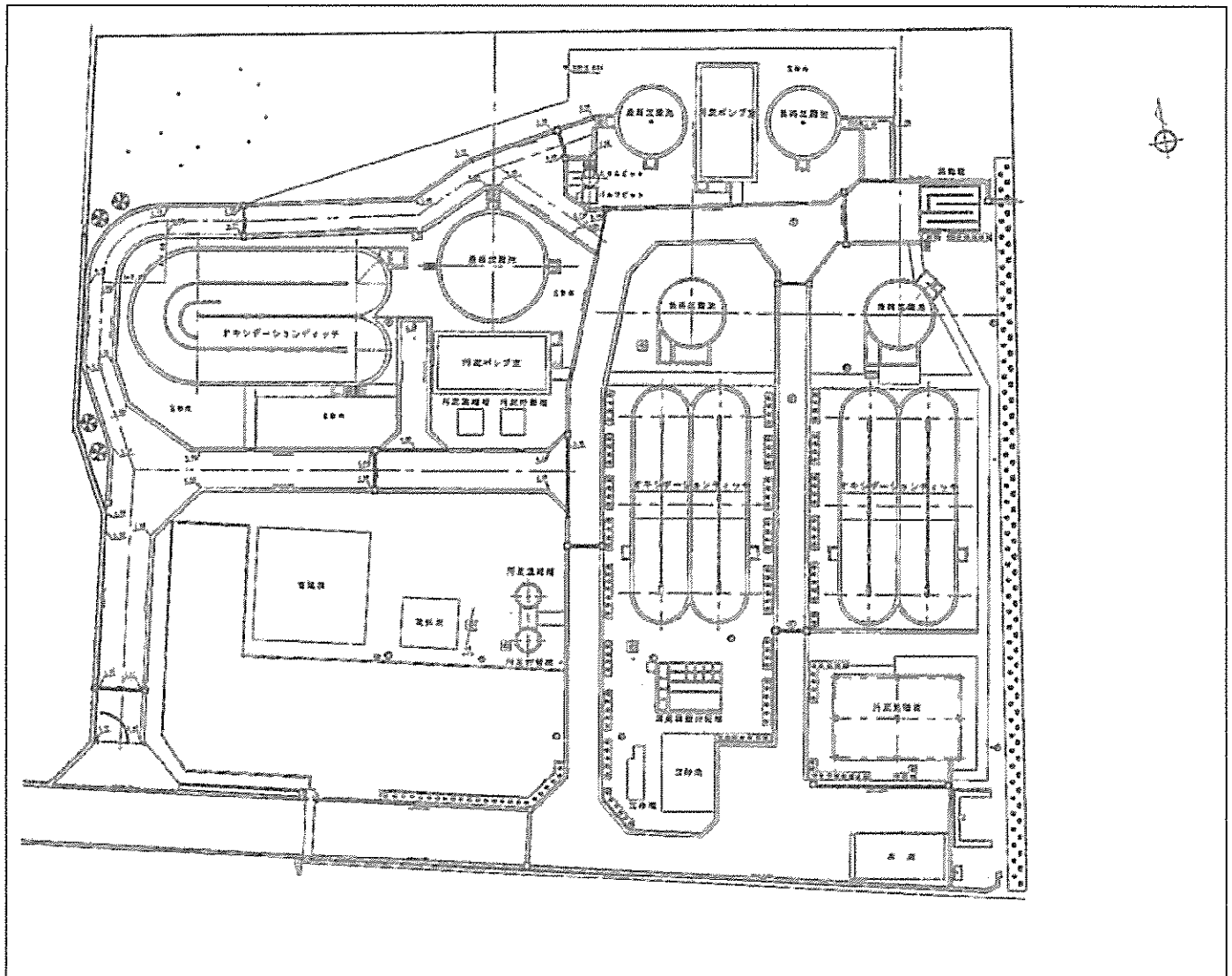


図2 下水処理場の配置図

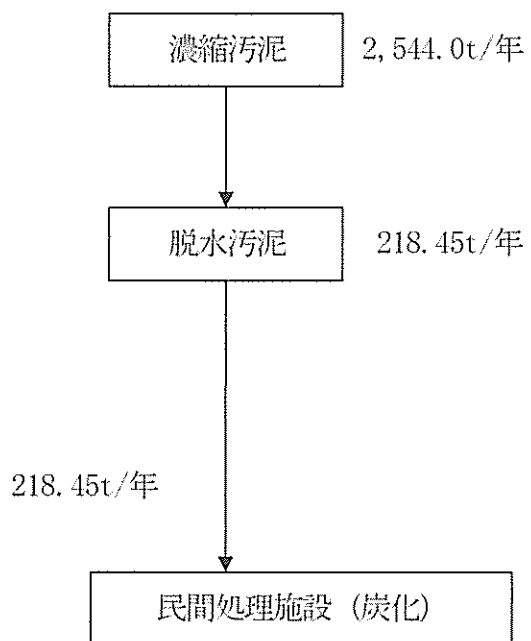
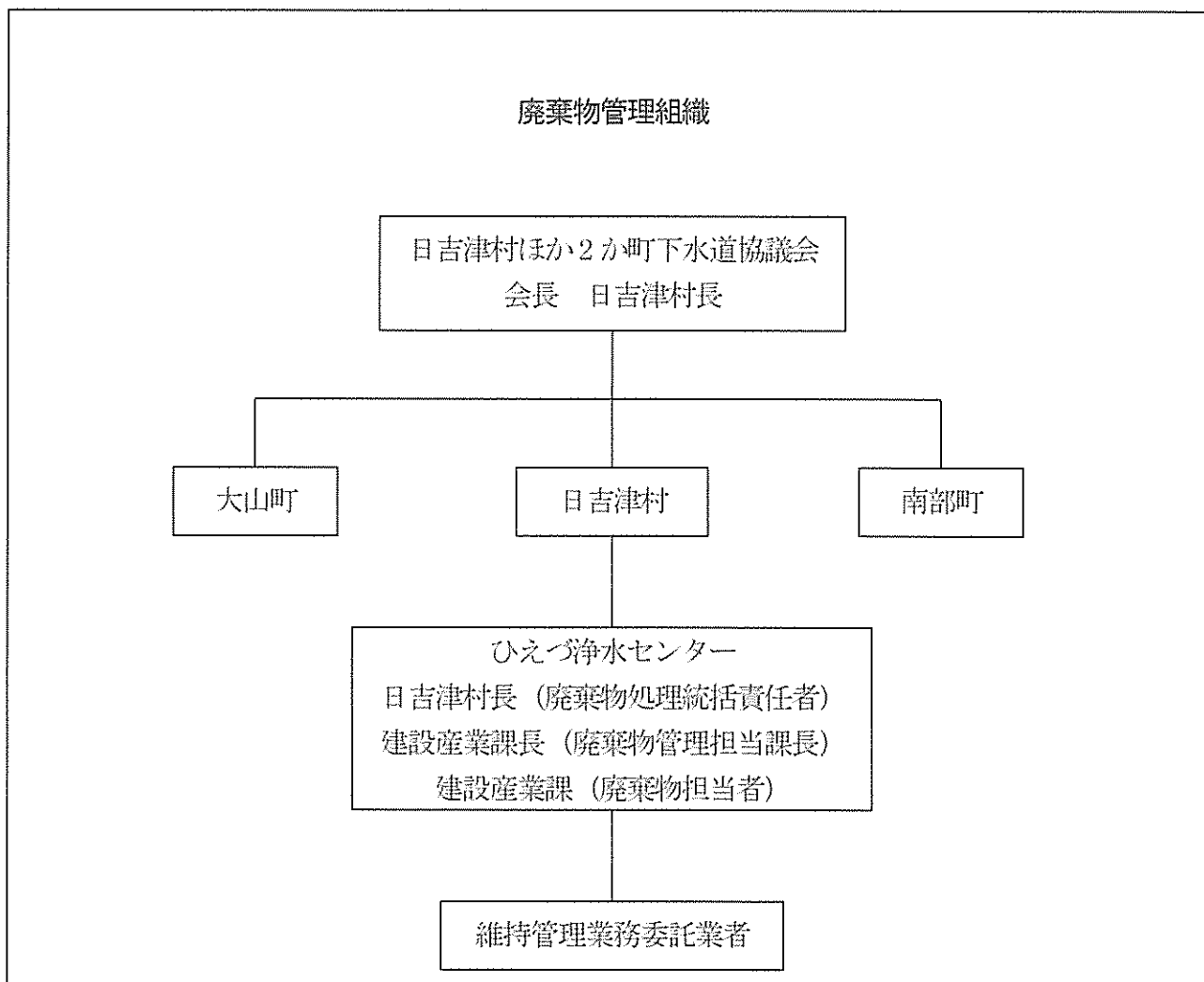


図3 廃棄物処理フローシート (現状)

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		所 属：日吉津村 職・氏名：村長 中田 達彦
廃棄物担当		組織名：建設産業課 職・氏名：課長 福井 真一
役割	日吉津村ほか2か町下水道協議会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の中間処理、再利用の推進、計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・会長 日吉津村長 ・委員 南部町、大山町 ・事務局 日吉津村建設産業課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○処理施設の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の策定 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○再利用の調査・研究・普及 ○委託契約の締結 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

日吉津村ほか2か町下水道協議会に關係する自治体で協力して、廃棄物処理に取り組む。

②管理方法

廃棄物管理規定を作成し、これに基づき廃棄物を適正に管理する。

(3) 教育・研修

廃棄物關係法令、關係官庁の指導方針を周知、徹底するため、各種教育・実務研修会に積極的に参加する。

(4) 情報公開

廃棄物処理に關する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、再生利用状況について情報の公開に努める。

5. 廃棄物の処理に關する事項

(排出の抑制、分類、再生利用に關する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、關連する法令、その他の規則を遵守するとともに、環境施策に取り組む。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら減量・再生し、緑農地還元することを原則とする。また廃棄物の発生から再生利用までに至る経過を確認し、的確に管理する。

(2) 廃棄物処理の現状

ひえづ浄水センターから発生する産業廃棄物は、下水処理に伴って発生する汚泥である。令和4年度の濃縮汚泥の発生量は2,150.0t/年で、濃縮汚泥全量をトラックに脱水機を搭載した移動式汚泥脱水車(大山町、南部町(旧西伯町)、日吉津村で共同導入)により197.29t/年の脱水汚泥にし、民間の施設において炭化を行っている。

(3) 目標の設定

下水処理場から発生する汚泥は、下水道の普及、処理の高度化に伴って年々発生量が増加する一方である。

計画目標年度の平成29年度では、8,432t/年の濃縮汚泥が発生し、発生した濃縮汚泥全量は脱水・減量化により400t/年の脱水汚泥となり、コンポスト化施設で160t/年の堆肥を製造する計画である。

堆肥化については、利用者のニーズに合わせた高品質な製品づくりに努め、堆肥化製品の利用促進を図ることとする。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設は、移動式汚泥脱水車である。日吉津村、大山町、南部町（旧西伯町）が共同で導入している。移動式汚泥脱水車はひえづ浄水センターを基地として、大山町、南部町（旧西伯町）の下水処理場を巡回して脱水を行っている。脱水は含水率 98～99%程度の濃縮汚泥に高分子系の凝集材を添加して汚泥を調質し、ベルトプレスにより含水率 80%程度に脱水する。これら施設の詳細を表 1 に示す。

表 1 産業廃棄物処理施設の設置状況

施設の種類	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力	設置年月	設置場所
汚泥脱水施設	濃縮汚泥	ベルトプレス脱水	脱水後3t/日 (脱水汚泥)	平成19年3月	ひえづ浄水センター

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

定期的に廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集・とりまとめを行い、関係する自治体で連携して、相互に情報を共有化する。

(6) 中長期的課題

① 廃棄物再利用の普及促進

下水処理場から発生する汚泥は、下水道の普及、処理の高度化に伴って年々発生量が増加する一方である。堆肥化については、利用者のニーズに合わせた高品質な製品づくりに努め、堆肥化製品の普及・利用促進を図ることとする。

② 広報活動

農業・環境・下水道関係の各種イベント等に積極的に参加して、堆肥化製品の展示、サンプルの提供等のPR活動に努める。

③ 販売ルートの確保

産業廃棄物の再生に係る輸送・販売経費削減のため、販売ルートの確保に努める。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物の種類	発生量実績 (t/年) (R4年度)	発生量計画 (t/年) (H29年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
汚泥	2,150.0	8,432.0	△ 6,282.0	下水道の普及、処理の高度化により汚泥発生量は年々増加するものであるが、発生量が極力抑制できるように、水処理の運転方法等を検討する。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

下水道処理施設から発生する産業廃棄物は、単一の汚泥のみであるため該当しない。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

無し

9. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

廃棄物の種類	中間処理による 減量化実績 (t/年) (R4年度)	中間処理による 減量化計画 (t/年) (H29年度)	中間処理による減量分 の増加 (t/年)	具体的取組
汚泥	1,952.7	8,032.0	6,079.3	・脱水

10. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

現状および将来的にも、産業廃棄物を再利用するため、最終処分はない。